

令和6年3月

LPガス販売事業所 御中

(一社)全国LPガス協会
都道府県LPガス協会

令和5年度「安全機器普及状況等及び需要開発推進取組状況等」に関する調査について(お願い)

拝啓 時下ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。

皆様には、保安対策及び需要開発並びに競合エネルギー対策など各種活動を実施いただき、併せて下記の調査に継続してご協力いただいております。

なお、本調査は、業界全体の安全機器の普及や需要開発等への取り組み状況を把握し行政、消費者等へLPガスの信頼性をPRする重要な調査になります。

つきましては、ご多忙中のところ誠に恐縮ではございますが、令和6年3月末現在の状況について、調査票の各項目をご記入の上、所属の都道府県協会へご送付くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 保安対策につきましては、自主保安運動をはじめとした様々な事故防止対策を実施いただき、近年のLPガス事故件数は低位で推移しているものの、さらなる事故防止対策をご推進いただき一層の事故件数低減をお願いいたします。

なお、大規模な自然災害により消費者先設置容器の流出を防止することを目的に、令和3年12月に容器流出防止措置に関する省令が施行され、対象の地域においては、本年6月までに措置を講じること(令和3年12月1日現在、設置されている供給設備及び消費設備においては、令和6年6月1日までは、なお従前の例によることができる)が求められております。これを受け、対象数及び措置を講じた施設数等の実態把握が必要となることから本年3月末現在の措置数及び省令施行前日の本年6月1日時点(予定)の施設数をご記入ください。

2. 需要開発につきましては、平成25年度より業界挙げて実施しております需要開発推進取組状況に加え、近年のカーボンニュートラルへの対応をすべく省エネ機器への拡販についても調査をさせていただきます。

3. 取引の適正化につきましては、現在、国においてLPガス事業者による過大な営業行為の制限、ガス消費と関係のない設備の費用をLPガス料金に計上することの禁止等、液化石油ガス法に係る制度改革の検討が行われており、消費者に選ばれるエネルギーとなるために取引の適正化・料金の透明化に向けた対応が一層重要となってきます。

なお、この制度改革により、賃貸集合住宅入居希望者へのLPガス料金の事前提示は努力義務(入居希望者に直接又はオーナー、不動産管理会社、不動産仲介業者等を通じて提示)及び入居希望者からLPガス事業者に対して直接情報提供の要請があった場合は、それに応じることが必要(義務づけ)となる方向です。

4. 本年度につきましては、石油石炭税に係る還付措置に係る実態を把握いたしたく、農業・林業・漁業へのLPガスの販売状況について調査をさせていただきます。

※本報告書にご記入いただきました個人情報につきましては、本報告書の内容等のお問い合わせのみにご使用させていただきます。

敬 具